



日本における部落差別

「職業と世系に基づく差別」に関する特別報告者の
NGO に対する質問状への回答より

作成

反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC)

部落解放同盟中央本部

部落解放・人権研究所

2006 年 2 月

質問事項

1. 影響を受けているコミュニティのリスト：
あなたの国において、職業あるいは世系に基づいて差別されているコミュニティ（ディアスポラのコミュニティも含む）、人々の集団あるいは地域を特定してください。
2. 影響下にある人の数：影響を受けている人びとの数。
3. 背景情報：それら差別の歴史的、社会的、宗教的および文化的背景に関する簡潔な情報を提供してください。
4. 差別の種類：どのような種類の差別ですか？（例えば、教育、職業、雇用、土地の所有、住居、水、結婚、命名制度、宗教、公共施設やサービスへの災害時を含めたアクセス、公共資源の割り当て、そして警察あるいはその他の法執行機関の職員およびその他のコミュニティの構成員による暴力）
5. 差別の期間：この差別はどのくらいの長さ続いてきましたか？
6. モニター機構：あなたの組織は差別事件を記録するモニター機構をもっていますか？もしあるならば、どのレベル（全国、都道府県、地区、等）でありますか？
7. 関連の憲法上、法律上および行政上の措置の実施：職業と世系に基づく差別の撤廃を目指した憲法上、法律上および行政上の措置に関する政府の計画策定に、当事者コミュニティはどのように相談を受け、また、それらの実施においてどのように関与してきましたか？影響を受けているコミュニティに立ちはだかる障壁、とりわけ、裁判へのアクセス、社会的および政治的統合、教育や雇用の機会、否定的なメディア報道、そして市民権取得などにおける障壁は何ですか？
8. 活動：あなたの組織は職業と世系に基づく差別の問題を扱っていますか？この問題の解決のためにこれまで何らかの取り組みが行われてきましたか？厳しい反応も含め、そうした取り組みに対する反応はどのようなものでしたか？あなたの組織が行っているこの問題に関係する活動に関して情報をください。あなたの組織がこの問題を扱っていない場合、その理由を述べてください。あなたの組織は職業および世系に基づく差別に関して訴訟を行ったことはありますか？その結果は肯定的でしたか？決定はうまく実施されましたか？
9. 障壁：これらコミュニティに正義と平等を実現する上で、法律、法律の実施、刑事裁判、社会的圧力、教育、雇用、その他の民間部門の慣行、メディア報道、政治的参加等の点において障壁となっているものは何ですか？
10. 原則と指針案：アスビョン・アイデさんおよび横田洋三さんによる拡大作業文書 (E/CN.4.Sub.2.2004.31, III章)* で提案された、職業あるいは世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針案のための枠組み案に関して意見をください。
11. この質問状に関係すると思われるその他の情報があれば提供してください。

職業と世系に基づく差別に関する質問状

NGO への質問

1．影響を受けているコミュニティのリスト：あなたの国で、職業あるいは世系に基づいて差別されているコミュニティ（ディアスポラのコミュニティも含む）、人々の集団あるいは地域を特定してください。

《回答》

- 1 - 1 地区・・・被差別部落（行政用語では同和地区）
- 1 - 2 人・・・被差別部落民（行政用語では同和関係者）、被差別部落出身者（被差別部落を出て他の地域で暮らしている人びとのこと、行政用語では同和地区出身者）
- 1 - 3 ディアスポラ・・・他の国に移民している日系人社会においても、被差別部落出身者は結婚等の面で差別されている現実がある。（例：ハワイ）

2．影響下にある人の数：何人の人々が影響を受けていますか？

《回答》

- 2 - 1 1993年総務省地域改善対策室による同和地区実態把握等調査結果
同和地区数・・・4,442地区
同和関係者数（もとの居住者数）・・・892,751人
同和地区居住者（来住者数を含む）・・・2,158,789人
- 2 - 2 部落解放運動関係者、部落問題の研究者の主張
被差別部落数・・・6,000カ所
被差別部落民及び被差別部落出身者数・・・300万人

【注】1993年の政府の実態調査結果は、地域改善対策特別措置法を適用していた対象地域に限定したもので、諸般の事情でこの法律が適用されていない被差別部落は少なくない。ちなみに、1975年11月に発覚した「部落地名総鑑」には、およそ5300カ所の被差別部落が掲載されていた。

3．背景情報：それら差別の歴史的、社会的、宗教的および文化的背景に関する簡潔な情報を提供してください。

《回答》

3 - 1 被差別部落の歴史的源流は、文献上1000年頃から散見される。このころ、「河原者」、「屠者」、「穢多」、「清目」等と呼ばれ、河原などに住み、死牛馬の処理、皮革の製造、神社仏閣等の清掃、造園、芸能等に携わっていた。これらの人びとは、「賤民」として、周りの人びとから被賤視されていたが、特別の能力を持つ存在として畏敬の対象でもあった。また、その身分は、固定されたものでなく流動的であった。これらの人びとが、被賤視されたことの背景には、日本の土着信仰である神道や、日本に伝わってきた仏教（ヒンドゥー教の影響を受けた大乘仏教）の考え方（とりわけ「ケガレ」という観念やと畜業者に対する忌避観念）が少なからぬ影響を与えた。

【注】日本は、稲作を基本としているが、水田耕作にとって不可欠な牛馬は輸入した貴重な役畜であった。このため600年代以降、時の政権は牛馬のと畜、食肉を禁止した。

3 - 2 15世紀後半から、日本は、「戦国時代」に突入する。戦国大名は、鎧甲等重要な武具の材料である皮革を安定的に確保するために、城下に皮革職人を集め住まわせた。これらの人びとは「皮多」と呼ばれることが多かった。「皮多」の人びとは死牛馬の処理をし、皮革を製造し戦国大名に上納した。

3 - 3 1600年頃から、日本の封建制は後期封建制の時代に移行（徳川幕藩体制）し、中央集権的な様相を強め、身分制度を強固なものとした。こうして中世の「河原者」などの被差別身分の人びとや、「かわた」などの皮革職人たちの居住区が、被差別部落として制度的に固定され、一般に皮多村と称された。「皮多」と呼ばれた人びとは、皮革の製造や雪駄と呼ばれる履き物製造などに取り組みとともに、荒れ地を開墾するなど農業などにも力を入れていった。また、役負担としては、徳川幕府や諸大名から皮革の上納とともに牢番、犯罪の取り締まり、刑の執行の際の下級刑吏としての任務が命じられた。

3 - 4 徳川幕藩体制のもとで、商品経済が発展していき、次第に身分制にほころびが生じてきた。これに対する反動として、法制面で身分制は強化され、被差別部落地区を竹垣などで囲むこと、服装や髪型などにも規制が加えられた。

3 - 5 死牛馬の処理、皮革の製造が命じられたり中心的に担ってきた「皮多」と呼ばれた人びとは、徳川幕藩体制下では、「穢多」と呼ばれることが多くなってきた。以前は、被賤視されるだけでなく畏敬の面でも見られていたが、この時代になると被賤視の面に加えて不浄視の面が強まった。また、死牛馬の処理や皮革の製造以外の芸能に従事していた人びと、さらには何らかの理由で農村を離れ都市に流入してきた人びとは、「非人」等の身分に位置づけられた。

3 - 6 徳川幕藩体制下では、身分、職業、居住地は三位一体であり、身分を超えた結婚や身分間の移動は原則として禁止されていた。但し、「非人」は、「穢多」身分よりは、地域によっては下位に位置づけられていたが、一定の条件を満たせば町人や百姓等もとの身分に戻ることができた。

3 - 7 徳川幕藩体制も末期の1800年代にはいると、身分制の引き締めに対する被差別部落の人びとの抵抗運動（1856年の「渋染め一揆」など）が見られるようになってくる。また、徳川幕藩体制を打倒する討幕運動が活発になり、内戦状況が生じてくるが、その中で、被差別部落の人びとは、身分解放と引き替えに様々な活躍（1863年、長州藩の「維新団」や「一新組」など）をするようになる。

3 - 8 1867年、明治維新が行われ、徳川幕藩体制が倒れ日本は近代社会への参入を開始した。1871年、徳川幕藩体制下にあった賤称が廃止され、身分職業とも平民と同様であることを謳った公布が布告（「賤称廃止令」）された。しかしながら、およそ260年に及ぶ幕藩体制下で定着させられてきた差別意識を払拭するための教育・啓発は実施されなかったし、被差別部落の人びとが、伝統的な職業以外の職業に進出していくための方策も講じられなかった。他方で、伝統的な部落産業であった皮革産業や、新たな産業として登場してきた食肉産業に大資本が参入してきた結果、被差別部落の人びとの貧困化は急激に進行した。この結果、被差別

部落の人びとの多くは、農村部では、ごくわずかの農地しか持たない小作として、都市部では、日雇い労働で生計を維持する停滞的失業者として生活することを余儀なくされた。

3 - 9 その一方で、明治政府は、天皇を頂点とする貴族制度を創設した。新しく創設された身分制度のもとで、被差別部落の人びとは、社会的に、当初は、「元穢多」、「新平民」、やがて、「特種（特殊）部落民」と呼ばれ、就職や結婚、日常生活上の交際等において差別されることとなった。

3 - 10 国内的には「大正デモクラシー」と呼ばれる民主主義の確立を求める運動、国際的にはロシア革命や国際連盟下で高まった民族自決を求める運動の高まりに影響されて、1922年3月3日全国水平社が創立された。この全国水平社創立大会で採択された「水平社宣言」（資料）は、日本における最初の「人権宣言」と高く評価されているが、「人間はいたわるべきものではなく、尊敬すべきものであること」を明らかにし、全ての人びとが光り輝く存在として解放されることをめざしたものである。

3 - 11 全国水平社は、当時日常的に公然と存在していた差別の不当性を指摘する闘い＝「糾弾闘争」を果敢に展開した。これは、軍隊内や裁判における差別にまで及んだ。全国水平社の運動に押されて時の政府は部落を改善するための予算を計上し、住宅の改善や道路の拡幅等一定の改善事業を実施した。しかし、それは全国水平社の運動のない部落に事業を実施する等全国水平社の盛り上がりを牽制する目的を持って行われた。

3 - 12 政府は、部落差別に基づく差別行為を法的に禁止しない一方で、全国水平社の差別に対する抗議行動としての糾弾闘争を犯罪視し弾圧した。

政府は、1935年を起点とする「部落問題を解決するための10ヵ年計画」を策定し実施し始めたが、日中戦争から太平洋戦争へのめり込む中で立ち消えとなった。戦時体制下で、全国水平社への弾圧は厳しく、最後まで抵抗したものの、ついには戦争に協力することを強いられることとなった。痛恨の歴史である。

3 - 13 1945年8月、日本は、周辺諸国に多大な被害を与え、自らも原爆の投下に象徴される被害をこうむり敗戦した。この戦争を深く反省することの中から、1946年11月、戦争放棄、主権在民、基本的人権の尊重を原理とする日本国憲法が制定された。この憲法の第14条では、「人種、信条、性別、社会的身分または門地に基づく差別」が否定され、第24条では、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立」することが明記された。これらの条文は、1946年2月に再建された部落解放全国委員会のリーダーたち、特に松本治一郎委員長（初代参議院副議長、1887年～1966年）の働きかけにより盛り込まれたものであった。

3 - 14 憲法には、部落差別を一般的に否定する条項が盛り込まれたが、これを具体化するための法制度の整備はなされなかった。このため、部落差別は撤廃されなかった。そのみならず、敗戦後の混乱の中で、多くの被差別部落民の生活は困窮を極めた。

3 - 15 1951年10月、京都の被差別部落を舞台にした差別小説が掲載されるという事件が発生した。（オール・ロマンス糾弾闘争）この差別事件を糾弾する過程で、被差別部落の劣悪な住環境と、被差別部落民のおかれている無権利な生活実態が明らかにされていった。この小説が、京都市の臨時職員によって書かれたこともあって、京都市の責任が鋭く問われることとなった。この事件に対する糾弾闘争の中から、差別事件が生じてくる背景には部落と部落民が置かれている劣悪な実態があること、この実態の改善なくしては部落差別の撤廃はおぼつかないこと、そしてその実態を放置し続けてきた責務は差別行政にあることが明らかにされた。この事件を反省することの中から、一般施策では部落差別の実態の改善ができないため、京都市は部落の実態に見合った特別の施策を本格的に開始することとなった。この施策の中には、部落の住環境の改善、地域のセンターの設置、義務教育未就学者の根絶等が含まれていた。（尚、この部落には在日韓国・朝鮮人も居住していて、被差別部落民と同じように劣悪な状況下におかれていた。また、差別小説にも在日韓国・朝鮮人が差別的に描写されていた）

3 - 16 京都におけるこの戦いの経験が、全国に広まっていった。その中で、いくつかの自治体で、部落問題を解決していくための審議会が設置されるとともに、総合調整・企画立案を担当するセクションが設けられた（同和対策部・課、同和教育課など）。やがて、地方自治体の取り組みだけでは、財政面や制度面などで限界があることが明らかになってきた。

3 - 17 一方、部落と部落民がおかれている劣悪な状況を改善する戦いに部落解放運動が取り組むことによって運動に参加する部落大衆が増加し、1955年8月、部落解放全国委員会は部落解放同盟と名称を変更した。

3 - 18 1958年1月、部落解放同盟はもとより、労働組合や地方自治体の代表者等が東京に集まり、部落問題を解決するために国の本格的な取り組みを求める運動が本格的に開始されることとなった。（国策樹立請願運動の開始）1960年8月、国として部落問題解決に取り組むために専門家の意見を聞く機関として内閣同和対策審議会を設置するための法律が制定された。その後、国策樹立を求めた九州から東京までの全国大行進に代表される闘いが展開された。

3 - 19 1965年8月、内閣同和対策審議会は時の内閣総理大臣に対して答申を提出した。この中で、部落問題が日本社会におけるもっとも深刻な社会問題であることが指摘されるとともに、「この問題の早急な解決の責務は国にあり、同時に国民的課題である」ことが明らかにされた。そして「答申」は、部落問題を解決するために、住環境面の改善、社会福祉の増進、教育の向上、産業・職業の安定、人権の擁護（差別に対する規制・救済を含む）等の総合的な取り組みと、これを裏付ける法制度の整備の必要性を指摘した。

3—20 1969年7月、同和対策事業特別措置法が制定された。この法律の特徴は、同和対策事業を実施するに当たって、国が地方自治体に対して特別の財政的な支援をすることを定めたものであった。この法律は、被差別部落の住環境面の改善には役立つものではあったが、差別意

識を撤廃するための教育・啓発については位置付けが弱く、差別事件を禁止するとともに差別の被害者の効果的救済に関する条文は盛り込まれていなかった。1974年4月には、総理府の中に、総合調整・企画立案機能を持った同和対策室が設置された。（後に総務庁内の地域改善対策室に改組）

3 - 2 1 2002年3月末まで、名称や内容の変更を伴いながら一連の「特別措置法」に基づき、部落問題を解決するための施策が実施された。この結果、被差別部落の道路、住宅などの住環境面の改善は前進した。また、地域のセンターや保育所（大規模部落では、青少年会館、老人センターなども）が整備されていった。高校進学率も「答申」が出されたころは、全国平均の半分（75パーセントに対して40パーセント程度）程度であったものが、4ないし5ポイントの差（95パーセントに対して90パーセント）まで接近した。

3 - 2 2 2002年3月末で、33年間続いてきた「特別措置法」に基づく特別施策による部落問題解決の方式は終了した。しかしながら、このことは、部落問題が解決したことを意味するものではない。

3 - 2 3 1996年5月、国の諮問機関である地域改善対策協議会から、今後の同和問題解決に向けた基本方策に関する意見具申が出された。この中では、同和問題に関する基本認識として、同和問題はこれまでの取り組みによって解決に向けて進んでいるものの依然として日本における重大な社会問題であること、同和問題をはじめ日本に存在する人権問題の解決は国際的責務となってきたこと、同和問題の解決の責務は国にあり、同時に国民的課題であるとした1965年の同和対策審議会答申の基本精神は、引き続き踏まえる必要があること、同和問題を人権問題という本質から捉え、解決に向けて努力する必要があること、同和問題解決にむけた今後の取り組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていく必要があること、が指摘された。

3 - 2 4 さらに、同和問題の現状として、住環境面の改善はおおむね解決されてきた、被差別部落民のおかれている教育、産業・労働面の実態はなお格差が存在していること、差別意識は解消へ向けて進んでいるものの結婚問題を中心に根深く存在していること、差別事件はなお継続しており、それに対する現行の救済制度等には不十分な点があること、（実態に見合った施策にするなど）適正化対策が不十分であること、が指摘された。その上で、同和問題の解決に向けて今後求められる基本法策として、教育、産業・労働面等でお残されている格差の是正に取り組むこと、差別意識を撤廃するために教育・啓発を推進すること、差別事件を根絶するために人権侵害救済等に取り組むこと、施策の適正化に取り組むこと、の4点が提起された。

3—2 5 一方、部落解放同盟を中心とする部落問題の根本的な解決を求めた人々は、「特別措置法」に基づく取り組みでは限界があるため、1985年5月、部落解放基本法案（資料 ）を

発表しその実現を求めた取り組みを開始した。この基本法案の内容は、 部落問題解決の重要性を明らかにした「宣言法的部分」、 部落と部落民がおかれている劣悪な実態を改善するための「事業法的部分」、 悪質な差別を禁止するとともに被害者の救済を定めた「規制・救済法的部分」、 差別意識を撤廃していくための「教育・啓発法的部分」、 国と自治体に部落問題を解決していくためのセクションを設置するとともに専門家の参画を得た審議会を設置することを定めた「組織法的部分」、の5つの構成部分から構成されている。この基本法案は、先に紹介した内閣同和対策審議会答申と国連の採択した人種差別撤廃条約の考え方を踏まえたものである。

3 - 2 6 1996年12月、人権擁護施策推進法が制定された。(5年間の時限立法)この法律では、 部落差別をはじめあらゆる差別を撤廃し人権侵害を撤廃するためには、人権教育・啓発の推進と人権侵害の救済が必要であること、 人権教育・啓発の推進と人権侵害の救済が国の責務であることが明確にされるとともに、 これらのより効果的な推進方策を検討するために人権擁護推進審議会が設置することが盛りこまれた。

3 - 2 7 1997年5月、人権擁護推進審議会が設置され99年7月、人権教育・啓発のあり方についての答申が出された。この答申では、人権教育・啓発の推進に際して国が行・財政的な措置をすることの必要性は盛りこんだものの、法的措置の必要性まで踏み込んだものではなかった。

3 - 2 8 しかしながら、本格的に人権教育・啓発を推進していくためには、法的根拠を明確にする必要があるとの世論が、部落解放基本法の制定を求める人々を中心とした取り組みによって盛り上がり、2000年12月、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(資料)が公布・施行された。この法律は、 部落差別をはじめあらゆる差別と人権侵害の撤廃を目的に、あらゆる分野で人権教育・啓発の推進を求め、 国、自治体、国民の責務を定め、 基本計画の策定と年次報告の提出を求め、 国の自治体への財政的支援を盛りこんでいる。この法律は、部落解放基本法案に盛りこまれた「教育・啓発法的部分」が、人権という広がりをもって実現したものである。

3 - 2 9 人権擁護推進審議会から、2001年5月に人権侵害救済制度のあり方に関する答申、同年11月には人権擁護委員制度のあり方についての答申が出された。これらの答申の中で、日本においても人権委員会を設置することが必要であること、現行の人権擁護委員制度の改革が必要であることが指摘された。

3 - 3 0 2002年3月 人権擁護法案が、閣議決定され通常国会へ上程された。この法案には、新たに人権委員会を設置することが盛りこまれた。しかしながら、この人権委員会が、 法務省の影響下におかれたもので独立性がないこと、 中央レベルの人権委員会だけで実効性に問題があること、 マスメディアも一定の強制力を持った調査の対象に盛りこまれたことによって、メディアの取材や報道の自由を脅かす危険性があること、等の問題があり、抜本修正が各方面か

ら求められた。

3 - 3 1 この人権擁護法案は、1993年に国連総会で採択された国内人権機関の設置に関する原則（パリ原則）にもとるものでもあった。部落解放基本法の制定を求めた人びと、日本弁護士連合会、マスコミ関係者、地方自治体関係者等によって、人権擁護法案の抜本修正を求めた粘り強い働きかけが展開されたが、2003年10月、衆議院が解散され総選挙が行われることとなったためこの法案は廃案となった。

3 - 3 2 今後、人権擁護推進審議会からの答申、パリ原則、さらには人権擁護法案の抜本修正に向けたこれまでの議論の積み上げ等を踏まえ、真に差別撤廃と人権侵害の救済に役立つ法律の早期制定が求められている。なお、この取り組みは、部落解放基本法案に盛りこまれた「規制・救済法的部分」の実現に関わった課題である。

3 - 3 3 被差別部落の人びとの教育や産業・職業面で残された格差は、今後一般施策を活用して是正されていく必要があるが、このためには、これまで「特別施策」として実施されてきたものを一般施策へと移行すること、既存の一般施策を改善し、部落差別の実態を改善できるようにすること、新たな一般施策を創造すること等が求められている。この内、については、2002年4月以降、高等学校へ行くための奨学資金制度に関して、従来「特別施策」と実施されていたものが、一般施策へと移行して継続されることとなった。

3 - 3 4 部落差別が、優れて地域に対する差別であるという特徴（注1）を考えたとき、被差別部落に住む人々とその周辺地区に住む人々との連帯を構築していくことは、極めて重要な意義を持っている。

【注1】 2000年11月、大阪府によって同和問題を解決するための実態調査が実施された。その中で、大阪府民に、「世間では、どのようなことで『同和地区出身者』と判断していると思いますか」を訊ねたところ、「本人が現在、同和地区に住んでいる」（56.5%）が最も多く、「本人の本籍地が同和地区にある」（47.9%）、「本人の出生地が同和地区である」（44.3%）、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」（39.2%）、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区である」（37.3%）と続いている。ちなみに、「職業によって判断している」は22.1%にとどまっている。（回答は複数回答）このことから、今日、部落差別は、優れて地域に対する差別となってきたことが分かる。

3 - 3 5 このことの重要性は、「ねたみ差別」の克服が重要な課題となってきたことから指摘できる。これまで、部落と部落民がおかれている劣悪な実態が、部落差別の原因と考えられてきた。しかしながら、「特別措置法」を活用した取り組みによって部落差別の実態が一定改善されてきても、差別がなくなるところか「なぜ部落ばかり良くなるのだ。われわれの方が逆に差別されているではないか」という「ねたみ差別」（「逆差別」）意識が生じてきたのである。このことは、部落は、劣悪な状況にあればあれで差別され、良くなれば良くなったで差別されるという部落の人々と部落外の人々とがおかれている関係性の中に部落差別の原因が存在してい

ることを教えている。このことをふまえて、「ねたみ差別」が生じてきた原因を分析すれば、一つの原因は、なぜ「特別の施策」を実施してきたかについての教育・啓発が決定的に弱かったことにある。もう一つの原因は、部落の周りに、部落とさほど変わらない困難な状況におかれている人々が存在していたことによる。このことをふまえるならば、「ねたみ差別」を克服するためには、教育・啓発を強化するとともに、部落が良くなるとともに部落とさほど変わらない状況に置かれている周辺地区の人々の状況も改善するための取り組み＝「人権尊重のまちづくり」が必要であることが分かる。

3 - 3 6 こうした観点から、近年、部落解放運動は、「人権尊重のまちづくり運動」を展開してきている。これは、被差別部落を含む小学校区域、若しくは中学校区域全体を人権が尊重されたまちに作り替えていくための運動である。このためには、被差別部落の人々だけでなく周辺地域の代表も参加した「まちづくり委員会」が組織され、当該地区の住環境面の改善のみでなく、生活、教育、産業・職業の安定に向けた総合的な計画が策定されてきている。

3 - 3 7 2000年4月、地方分権一括推進法が施行された。このことによって、日本の国と自治体の関係は質的な転換をし始めている。明治維新以降2000年4月までの日本は、中央集権上意下達型社会であった。つまり、大多数のことがらが国が決定し、地方自治体は、これに従っていたのである。しかしながら、この法律が施行されたことによって、国と自治体の関係は法的には対等の関係となり、これまで国が行っていたいくつかの事業は自治体にゆだねられることとなってきた。つまり、分権型社会への転換である。もっとも、税財政面の分権化が今後の課題として残されているが・・・。

3 - 3 8 このため、部落解放運動は、自治体に対する働きかけを強め、2005年10月時点で、530を超す自治体で、部落差別撤廃・人権条例、人権尊重のまちづくり条例が制定されてきている。この条例を活用し、いくつかの自治体では、実態調査の実施、審議会の設置、審議会からの答申、基本方針や基本計画の策定が行われてきている。また、人権室や人権教育課など人権行政や人権教育を推進していくためのセクションが自治体内に設置され、それらの重要な柱に部落問題の解決が位置付けられてきている。

3 - 3 9 一方、政府は、2003年4月以降、それまで総務庁の中にあった地域改善対策室を廃止してしまった。しかしながら、部落差別の実態、自治体の取り組み等を踏まえたとき、政府としても、今日の部落差別の実態を明らかにするための調査を行うこと(1993年11月以降、政府は実態調査を実施していない)、内閣府の中に部落問題が解決するまで総合的な施策を実施していくために総合調整・企画立案機能を持ったセクションを設置すること、部落問題の根本的な解決に向けた基本方針と基本計画を策定すること、自治体レベルの部落問題解決に向けた取り組みを支援すること、特に、「人権尊重のまちづくり」を支援すること、以上のことを効果的に推進していくための法整備を行うことが求められている。

4．差別の種類：どのような種類の差別ですか？（例えば、教育、職業、雇用、土地の所有、住居、水、結婚、命名制度、宗教、公共施設やサービスへの災害時を含めたアクセス、公共資源の割り当て、そして警察あるいはその他の法執行機関の職員およびその他のコミュニティの構成員による暴力）

《回答》

4 - 1 差別事件：

結婚差別・・・部落民と部落外の人との結婚は次第に増加してきているが、結婚差別は後を絶たない。

就職差別・・・例：1998年6月、大阪で経営コンサルタント会社（子会社として調査会社をもっている）が、700に及ぶ会員企業の採用に関して身元調査を実施していたことが判明した。その中には、部落出身者で採用しない方がよいとの報告が含まれていた。

身元調べ・・・結婚相手や採用予定者が被差別部落出身者でないかどうかを興信所や探偵者に依頼をして調査をする事件が後を絶たない。

部落地名総鑑差別事件・・・1975年11月、部落地名総鑑が作製販売されていることが発覚。今日まで、法務省人権擁護局の発表でも8種類の部落地名総鑑が存在していて、200を超す企業が購入していた実態が発覚してきている。2006年に入って、調査業者が部落地名総鑑を所持していたことが判明し、3冊回収され、未だにこの事件が解決していないことが明らかになってきている。（これ以外にも、調査業者のコンピューターに、部落地名総鑑が保存されているとの有力な情報が存在している）

職場での差別・・・職場の同僚から差別される差別事件が後を絶たない。

地域社会での差別・・・例：日常のつきあいで差別される事件が後を絶たない。

被差別部落を含む自治体との合併に住民が反対する事例が少なくな
い。

学校での差別・・・例：生徒同士で差別される。

生徒間の喧嘩の際に、相手に打撃を与えるために部落に対する差別用
語が使われることが少なくない。

土地の価格の差別・・・部落の土地の価格は、周辺とくらべて大幅に安い。

差別落書き・・・駅のトイレや道路のガードレールなどにスプレー等で書かれた部落差別落書
きが多発している。

差別ハガキ、投書、差別電話・・・被差別部落出身者の家に脅迫を伴った差別ハガキ、投書が
送られてきたり、差別電話がかけられてくる事件が後を絶
たない。

インターネット上での

差別情報の流布・・・近年、インターネット上で流布される差別情報が増加してきてい
る。その内容は 部落の地名を一覧にしたもの、 著名人を名指
しして部落民であると決めつけるもの、 部落民の抹殺を呼びか
けるもの、 社会を驚かせた凶悪犯罪の実行者が部落民であると
一方的に決めつけるもの等に分類される。

警察の犯罪視・・・警察官が被差別部落を「犯罪の巣窟」のように見なしている。

差別裁判・・・裁判官も部落に対して差別的な感情を抱いている。

マスコミによる部落に対する

マイナスイメージの増幅・・・「悪の代名詞」として部落を差別する用語が使用される事件が後を絶たない。また、２００５年には、著名な評論家などが、テレビで部落差別を助長する発言を行う事件が生じている。

差別戒名・・・徳川幕藩体制下では、一目で被差別部落出身であることがわかるような戒名がつけられていた。一部の地域では、第２次世界大戦直後まで差別戒名がつけられていた。

４－２ 差別実態

立地条件・・・川の縁など条件の悪い場所にある被差別部落が少なくない。また、近くにゴミ焼却場などが設置されているところもある。

住環境・・・かつては、道路も狭くバラックの住宅が少なくなかったが、１９６９年に制定された同和対策事業特別措置法等一連の「特別措置法」を活用して、一定改善されてきた。しかしながら、都市部においては、第２種公営住宅、改良住宅で対応されたため、画一的な部屋の大きさしかない。特別措置法終了後、家賃が応能応益制度に変わったため、高い家賃を払うのであれば、周辺の建て売り住宅を購入した方がよいとの判断で、ある程度所得の高まった層、年齢的にも若年層が被差別部落から流出している。他方で、空き家になったところに部落外の低所得者、年齢的にも高い層が被差別部落に移り住んでくるといった問題が生じてきている。

仕事・・・「特別措置法」が継続されてきた時期には、現業部門を中心に公務員等に採用される人がでてきて、一定程度被差別部落の雇用は改善された。しかしながら、「特別措置法」が終了したこと、公務員の削減が叫ばれる事態になってきたこと、民間企業においてもリストラが進行している状況の中で、被差別部落の雇用状況は厳しくなっている。例えば、２０００年に大阪府が実施した同和问题解決実態調査によれば、若年層の失業率は、被差別部落の場合大阪府全体の倍になっている。

生活水準・・・「特別措置法」が継続されてきた時期には、被差別部落の生活水準は次第に高まってきた。それでも、高齢者を中心に生活保護を受けることによって生活して人びとの比率は高く、１９９３年の政府の実態調査によれば被差別部落の生活保護受給率は全国平均の７倍であった。「特別措置法」終了後、全国的な実態調査が実施されていないため、正確なデータは存在しないが、被差別部落の生活水準は低下してきているものと思われる。

教育水準・・・「特別措置法」が継続され、高校や大学へ進学するための特別の奨学資金制度が存在している時期は、被差別部落の高校進学や大学進学率は高まっていた。この結果、１９９７年時点では、文部科学省のデータによれば、高校進学で全国９６．５％に対して、被差別部落は９２．０％で、その差４．５ポイントまで接近していた。（この数値は、入学した時点のもので、被差別部落場合、中途退学者が２～３倍と多いため、卒業時点で比較するとその格差は１０ポイント程度開くものと思われる。）また、大学進学についても全国４０．７％に対して部落２８．６％と、徐々に高まっていた。しかしながら、特別措置法終了後、特別の奨学資金制度が廃止されたため、高校進学、大学進学とも、再び低下してきているものとおもわれる。

デジタルディバイド・・・２０００年に大阪府が実施した同和问题解決実態調査結果によれば、パソコンの保有状況、インターネットの利用状況とも、全国と比較

して、被差別部落の場合はおよそ半分にとどまっている。

【注】 1 , 被差別部落の実態についての、英文の資料については“Descent-Based Discrimination,”
Peoples for Human Rights, Vol. 9, October 2004 by IMADR (Page 44-64)参照

2 , 政府は、1993年に実施した同和地区実態把握等調査以降、全国的な町を実施していない。
今日時点の被差別部落がおかれている全国的な実態調査の実施が求められている。

5 . 差別の期間：この差別はどのくらいの長さ続いてきましたか？

《回答》

【注】差別実態については4 - 2で、差別の期間についてあらましふれているので、ここでは、4 - 2
の差別事件についてのみ回答する。さらに、明治以前の封建時代に身分制度が固定され、差別が合法的
に存在していた時代と異なり、明治以降は法的に身分差別が廃止されたという点を言及しておく。

- 5 - 1 結婚差別は部落差別の中でももっとも深刻な問題で、明治維新の際に出された「賤称
廃止令」(1871年)以降、今日まで続いている。
- 5 - 2 就職差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5 - 3 身元調べについても「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5 - 4 部落地名総鑑差別事件については1975年11月の発覚して以降、今日まで根絶さ
れていない。2006年 月にも部落地名総鑑が調査業者から回収されている。
- 5 - 5 職場での差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている。
- 5 - 6 地域社会での差別についても、「賤称廃止令」以降、今日まで続いている
- 5 - 7 学校での差別についても、1872年に学校制度が導入されて以降、今日まで続いて
いる。

【注】ちなみに2006年は、被差別部落出身の教員を主人公にした著名な小説『破戒』が出版されて
100年にあたる。この主人公は、親の遺言で部落出身であることを隠していたが、様々な差別に
直面する中で、深刻な苦悩の末、ついに部落出身であることを明らかにし、学校をやめ移民に出る
というストーリーである。これは、実在する人物の話を元に創作されたものである。

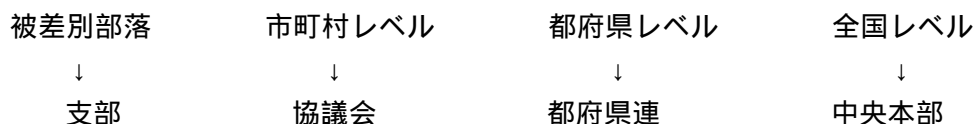
- 5 - 8 土地価格の差別については、明治維新以降、土地の私有が認められて以降、今日まで
続いている。
- 5 - 9 差別落書きについては、1970年代以降多発し、今日まで続いている。(その理由と
しては、1969年に同和対策事業特別措置法が制定され、特別の事業が本格的に実
施されたが、これに対する「ねたみ差別」が強まってきたことが考えられる)
- 5 - 10 差別ハガキ、差別投書、差別電話・・・差別落書きと同じ
- 5 - 11 インターネット上での差別情報の流布については、1990年代に入りインターネ
ットが普及してから以降、今日まで続いている。
- 5 - 12 警察の犯罪視については、明治維新で警察制度が導入されて以降、今日まで続いて
いる。
- 5 - 13 裁判での差別についても、明治維新で裁判制度が導入されて以降、今日まで続いて
いる。特に、第2次大戦以前の例としては、1933年の高松差別裁判、戦後では、
1956年の福山差別裁判が典型的な事例である。異連れの裁判も、被差別部落出身
であることを隠して結婚したことが結婚誘拐罪として裁判で有罪となったものである。

5 - 1 4 マスコミでの差別については、第2次世界大戦戦前では新聞、ラジオが普及して以降、第2次世界大戦後ではテレビが普及して以降、今日まで続いている。

6 . モニター機構：あなたの組織はケースを記録するモニター機構をもっていますか？もしあるならば、どのレベル（全国、都道府県、地区、等）でありますか？

《回答》

6 - 1 部落解放同盟は、以下の組織形態を持っている。



6 - 2 差別事件については、上記、支部、協議会、都府県連、中央本部それぞれで把握している。とりわけ中央本部段階では、毎年『全国のあいつぐ差別事件』を編集し、発刊している。

7 . 関連の憲法上、法律上および行政上の措置の実施：職業と世系に基づく差別の撤廃を目指した憲法上、法律上および行政上の措置に関する政府の計画立案に、当事者コミュニティはどのように相談を受け、また、それらの実施においてどのように関与してきましたか？影響を受けているコミュニティに立ちのぼる障壁、とりわけ、裁判へのアクセス、社会的および政治的統合、教育や雇用の機会、否定的なメディア報道、そして市民権取得における障壁は何ですか？

《回答》

7 - 1 政府が部落問題解決に取り組むようになった背景には、部落解放同盟を中心とした被差別部落民自身の血のにじむような長期にわたる闘いがあった。全国的な行進による世論喚起、政府各省に対する交渉、座り込み等多彩な取り組みが展開された。

7 - 2 1960年に内閣同和対策審議会が設置されたが、その委員には部落解放同盟等から被差別部落の代表が参加し、活発な提言を行い、1965年8月「答申」が出された。この中で、「同和問題の早急な解決の責務が国にあると同時に国民的な課題である」ことが明らかにされた。

7 - 3 その後、「答申」完全実施を求めた全国行進や政府交渉が展開された結果、1969年に同和対策事業特別措置法が制定された。この「特別措置法」についても具体化を求めた政府交渉が精力的に展開された。またこの法律に基づき設置された同和対策協議会にも部落解放同盟等から被差別部落出身の代表が参加し、活発な提言を行った。

7 - 4 同和対策事業特別措置法は、10年間の時限立法であったが、なお厳しい部落差別の実態が存在していたこと、部落解放同盟を中心とする運動の高まり等を受けて、以下のように2002年3月末まで「特別措置法時代」が継続した。

・ 1969年 同和対策事業特別措置法（当初10年間、その後3年延長）

- ・ 1982年 地域改善対策特別措置法（5年）
- ・ 1987年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（当初5年、その後5年延長）
- ・ 1997年 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正（5年）

7 - 5 この間、部落解放同盟を中心とする全国行進や政府交渉の展開、法律に基づく協議会での意見表明等が展開された。

7 - 6 1985年5月、部落解放同盟を中心に部落問題の根本的な解決役立つ法律として「部落解放基本法」の制定を求めた運動が開始された。この運動が提起された理由は、一連の「特別措置法」に基づく取組の限界、内閣同和对策審議会答申の基本精神に立ち返る、人種差別撤廃条約に代表される差別撤廃の国際的な潮流から学ぶ、の3点であった。

7 - 7 「部落解放基本法案」は、部落問題解決の重要性を盛り込んだ「宣言法的部分」、悪質な差別の規制と被害者の効果的な救済の必要性を盛り込んだ「規制・救済法的部分」、部落と部落民がおかれている劣悪な実態を改善するための「事業法的部分」、部落問題についての正しい認識を確立し人権意識を高揚するための「教育・啓発法的部分」、国及び自治体の中に体制を整備するとともに、当事者や専門家の参加をえた「審議会」を設置することを盛り込んだ「組織法的部分」、の5つの内容から構成されていた。

7 - 8 「部落解放基本法」そのものは制定されていないものの、この間の運動の中で、2000年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定された。この法律は、「部落解放基本法案」の中の「教育・啓発法的部分」が、人権という広がりをもって実現したものである。

7 - 9 その後、「部落解放基本法案」の中の「規制・救済法的部分」の実現に向けた取り組みが展開された。この結果、2002年3月政府は「人権擁護法案」を国会に上程した。しかしながら、この法律に基づいて設置される「人権委員会」の独立性、実効性、メディア規制等の面で各方面から批判が高まり、2003年10月、衆議院の解散とともに廃案となった。現在、国内人権機関の設置に関する原則（パリ原則）等を踏まえた「人権侵害救済法」の制定を求めた運動がねばり強く展開されている。

8 . 活動：あなたの組織は職業と世系に基づく差別の問題を扱っていますか？この問題の解決のためにこれまで何らかの取り組みが行われてきましたか？厳しい反応も含め、そうした取り組みに対する反応はどのようなものでしたか？あなたの組織の関係する活動に関して情報をください。あなたの組織がこの問題を扱っていない場合、その理由を述べてください。あなたの組織は職業および世系に基づく差別に関して訴訟を行ったことはありますか？その結果は肯定的でしたか？決定はうまく実施されましたか？

《回答》

8 - 1 部落解放同盟として運動を展開しているが、その主な形態は以下の通りである。

相談活動・・・被差別部落民から各種の相談に応じる。

糾弾闘争・・・結婚差別事件や就職差別事件などが生じた場合、

事実を確認した上で、差別であることが明らかになった場合、差別をした当事者、その関係者に対して糾弾活動を展開し反省を促す。また、同様の事件の再発を防止するための諸施策の実施を求めている。

行政交渉・・・部落がおかれている実態、被差別部落民がおかれて

いる実態を改善するための諸施策の実施を求めて、自治体や国に対する交渉を実施する。

被差別部落内での教育活動・・・各支部での解放講座、高校生や大学生を対象とした講座、都府県単位や全国レベルの青年集会や女性集会を開催している。

被差別部落内外への

教育宣伝活動・・・解放新聞の発行（支部ニュース、解放新聞都府県連版、解放新聞中央版）、月刊雑誌『部落解放』の発行、ホームページの開設、支部、地協、都府県、中央それぞれのレベルでの研究集会の開催等に取り組んでいる。

【注】部落解放同盟の簡単な紹介

1, 歴史

1922年3月 全国水平社 創立

1946年2月 部落解放全国委員会として再建

1955年8月 部落解放同盟と名称変更 今日に至る

2, 組織 38都府県に2028支部があり、同盟員数はおよそ9万名

8 - 2 上記の活動のうち、の糾弾闘争については、差別をした相手側が確認会や糾弾会に応じなかった場合、差別に対する憤りから運動側が実力行使して確認会や糾弾会を開催した場合、それが妥当なものであるかが裁判で争われた事例がある。これらの裁判では、差別の存在は認めた、差別が受けたものが差別したものに対して抗議行動を展開し反省を求めることも認めたが、実力行使した面は有罪として運動側が裁かれた。

8 - 3 部落解放同盟が関わった最も重要な訴訟は、狭山差別事件に関する裁判である。この事件は、1963年5月、東京に隣接する埼玉県狭山市で発生した女子高校生誘拐殺人事件である。この事件の犯人として被差別部落民の石川一雄さん（当事24歳）が部落差別に基づく予断と偏見によって逮捕され、一審では死刑、二審では無期懲役、最高裁では上告が棄却され無期懲役が確定した。その後2回にわたって再審請求がなされているにもかかわらず、未だに再審が認められていない。弁護側は、石川一雄の無実を証明する数々の証拠を提出しているにもかかわらず、事実調べがなされないまま再審請求が棄却されている。また、検察側がもっている証拠が弁護側に開示されない不公正な再審棄却決定であるという問題がある。なお、日本政府の自由権規約に関する第4回目の報告書の審査を踏まえた自由権規約委員会の勧告で、証拠開示が勧告されているにもかかわらず、未だになされていないという問題がある。

8 - 4 部落解放・人権研究所としての取り組みは、以下の通りである。

調査・研究、政策提言・・・例えば、部落解放基本法案の作成、職業と世系に基づく差別に関するプロジェクトの開催など

啓発、人材養成・・・例えば、部落解放・人権大学講座の開催（29日間、部落問題人権問

題について学習し、自治体や民間の職場、さらには NGO でのリーダーを養成。1974 年以降 88 期まで開講、修了生は 4000 名を超えている。)

図書・資料の収集、閲覧・・・部落問題をはじめとする人権問題に関する図書・資料を収集、広く大阪府民等が利用できるようにしている。現在およそ、8 万冊所蔵。

出版・販売（視聴覚教材含む）・・・主な出版物としては、月刊『ヒューマンライツ』、紀要『部落解放研究』（年 6 冊）『人権年鑑』（年 1 冊）その他単行本（例：『日本から世界への発信 職業と世系に基づく差別』、『アジアの身分制と差別』など）ビデオ教材を年 1 本作成

ホームページの開設・・・部落問題、人権問題に関してさまざまな情報を網羅したホームページを開設（日本語と英語）アドレス：<http://blhrri.org>

国際交流・・・国連人権高等弁務官事務所、ユネスコ、インドダリット学研究所、中華人民共和国国家民族事務委員会、韓国晋州市衡平運動記念事業会等と連携、反差別国際運動（IMADR）に参加、英文ニュース「BURAKU LIBERATION NEWS」を発刊（年 4 回発行）

【注】部落解放・人権研究所の歴史

- ・ 1968 年 8 月 大阪部落解放研究所として創立
大阪府、大阪市、部落解放同盟大阪府連、研究者等で創立
- ・ 1974 年 12 月 大阪府認可の社団法人部落解放研究所となる。
- ・ 1998 年 7 月 社団法人部落解放・人権研究所と名称変更、現在に至る。

9．障壁：これらコミュニティに正義と平等を実現する上で、法律、法律の実施、刑事裁判、社会的圧力、教育、雇用、その他の民間部門の慣行、メディア報道、政治的参加、等の点において障壁となっているものは何ですか？
--

《回答》

9 - 1 国レベルの問題・・・1969 年 4 月から 2003 年 3 月末まで 33 年間、「特別措置法」に基づく施策実施が実施された。2002 年度以降、部落差別が現存しているにもかかわらず国の取り組みは大幅に後退している。具体的には、部落問題解決に向けて総合的に取り組むセクションがなくなった。（従来、総務省の中に地域改善対策室として存在）1993 年に同和地区実態把握等調査を実施してから政府として全国的な調査を実施していない。「特別措置法」終了後、部落問題解決に向けた計画をもっていない。部落問題解決を審議する「審議会」が存在していない、といった問題がある。

9 - 2 自治体レベルの問題・・・2002 年度で「特別措置法」が終了したことに伴い、2 極分解傾向にある。1 つは、部落差別撤廃、若しくは部落差別をはじめとする差別撤廃や人権尊重の社会づくりのための条例を制定し、引き続き取り組みを実施している自治体。もう一つは、国と同じように大幅に後退している自治体である。（前者の例・・・大阪府は、企画調整部の中に人権室、教育委員会の中に人権教育企画課を設置、2000 年に同和問題解決実態調査を実施、審議会の提言を受け計画を策定し施策を実施している。また、人権尊重の社会づくり条例をもっている。）

9 - 3 法律や制度の整備がなされていない問題・・・差別に対する法的規制がなされていない。たとえば、部落地名総鑑の作成販売、部落差別身元調査、就職差別、部落民を皆殺しにせよといったインターネット上の差別扇動等が法的に規制されていない。また、部落差別による被害者を救済するためのパリ原則を踏まえた国内人権機関が設置されていない。

9 - 4 住環境の改善の必要性・・・差別の実態の部分で指摘したように、多様な年齢層、所得階層、部落と部落外の人びとが共に暮らせる住環境の整備が可能となる住宅政策が求められている。

9 - 5 教育や仕事面の格差解消・・・差別の実態の部分でも指摘したように、教育面や仕事面で格差が存在している。これらの格差を解消するための施策を実施する必要がある。

9 - 6 差別意識の払拭・・・差別意識は改善されてきているとはいえ、結婚問題を中心に根深く存在している。今後、学校教育、社会教育、職場研修の推進等によって、部落差別意識の払拭と人権意識の高揚に取り組む必要がある。その際、2000年12月から「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行されているが、この法律をこれを活用することが求められている。

9 - 7 「ねたみ差別」の克服・・・部落と部落の周辺地域がともに改善されるための人権まちづくりを支援することが必要である。

10 . <u>原則と指針案</u> : アイデさんおよび横田さんによる拡大作業文書(E/CN.4.Sub.2.2004.31, III章)* で提案された、職業あるいは世系に基づく差別の撤廃に関する原則と指針案のための枠組み案に関して意見をください。
--

《回答》資料 参照

11 . この質問状に関係すると思われるその他の情報があれば提供してください。

《回答》

11 - 1 日本は、1995年11月に人種差別撤廃条約に加入した。そして、2000年1月、第1・2回政府報告書を国連に提出した。2001年3月、人種差別撤廃委員会は、この報告書の審査を行い最終所見を採択した。そのなかで、日本政府報告書ではこの条約の対象として部落問題が含まれていないことを批判し、条約第1条に定める「世系 (descent)」の中に部落問題が含まれることを明確に指摘した。また、人種差別撤廃委員会は、2002年8月、条約第1条に規定されている「世系 (descent)」に関するテーマ別討議を行い「世系に関する一般的勧告29」を採択した。この中でも、「世系」はカースト制度あるいはそれに類似する身分階層構造に基づく差別を含むことを再確認している。今日までのところ、日本政府はこれらの勧告に示された考え方を受け入れる旨の態度表明をしていない。なお、第3・4回政府報告書の提出期限は、2003年1月14日であるが、2006年2月3日現在、提出されていない。

宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて来た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾らの爲の運動が、何等の有難い効果を齎さなかった事實は、夫等のすべてが吾々によって、又他の人々によって毎に人間を冒瀆されてみた罰であったのだ。そしてこれ等の人間を勤るかの如き運動は、かえって多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此際吾等の中より人間を尊敬する事によって自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、寧ろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渴迎者であり、實行者であった。陋劣なる階級政策の犠牲者であり、男らしき産業的殉教者であったのだ。ケモノの皮を剥ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剥ぎ取られ、ケモノの心臓を裂く代價として、暖かい人間の心臓を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の悪夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあった。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかかわらうとする時代にあつたのだ。犠牲者がその烙印を投げ返す時が来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福される時が来たのだ。

吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ。

吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によって、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤る事が何であるかをよく知ってゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求禮讃するものである。

水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光りあれ。



綱領

- 一、特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す
- 一、吾々特殊部落民は絶対に経済の自由と職業の自由を社会に要求し以て獲得を期す
- 一、吾等は人間性の原理に覚醒し人類最高の完成に向って突進す

大正十一年三月三日

全國水平社創立大會

部落解放基本法 (案)

部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会

(目的)

第 1 条 この法律は、部落差別が人間の尊厳を侵し、社会的に存在を許されないものであることにかんがみ、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法理念にのっとり、部落問題の根本的かつ速やかに解決を図るため、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、その施策の目標及びその目標を達成するための基本となる事項を定め、もって差別のない民主社会の発展に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国は、前条の目的を達成するために、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、部落問題の根本的かつ速やかな解決を図る責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の目的を達成するため、その区域内における部落問題の速やかな解決を図る責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策が円滑に実施されるよう相互に協力しなければならない。

(国民の責務)

第 3 条 すべての国民は、この法律の趣旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、国及び地方公共団体が実施する部落問題を解決するための施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の目標)

第 4 条 部落問題を解決するための施策の目標は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立し、部落差別事象の発生を防止し、及び同和地区 (歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。) の関係住民の社会的経済的地位の向上を図ることにより、同和地区の関係住民が平等の権利その他日本国憲法が保障する基本的人権を享有することができる条件を確保することにあるものとする。

(部落問題に関する知識の普及啓発等)

第 5 条 国及び地方公共団体は、国民の部落問題に関する正しい認識を確立するため、教育活動、文化活動、広報活動等を通じて、部落問題に関する知識の普及啓発及び人権思想の普及高揚に努めなければならない。

(人権擁護活動の推進)

第 6 条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民に対する人権擁護活動の強化を図るため、人権擁護機関の充実、人権相談活動の推進等に努めなければならない。

(部落差別の規制等)

第 7 条 国は、部落差別事象の発生を防止するため、部落差別を助長する身元調査活動の規制、雇用関係における部落差別の規制等必要な法制上の措置を講じなければならない。

（部落差別の被害者に対する救済制度）

第 8 条 国は、部落差別の被害者に対する救済制度を確立するため、人権委員会の設置等必要な法制上の措置を講じなければならない。

（同和対策事項）

第 9 条 国及び地方公共団体は、同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るため、次の各号に掲げる事項に係る施策を講じなければならない。

- 1 同和地区における生活環境の改善
- 2 同和地区における社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進
- 3 同和地区における農林漁業及び中小企業の振興
- 4 同和地区の関係住民の雇用の促進及び職業の安定
- 5 同和地区の関係住民に対する学校教育及び社会教育の充実
- 6 その他同和地区の関係住民の社会的経済的地位の向上を図るために必要な事項

2 前項の施策は、有機的連携の下に総合的かつ計画的に策定され、及び実施されなければならない。

3 政府は、第一項の施策の実施に必要な財政上の措置を講じなければならない。

（行政組織の整備）

第 10 条 国及び地方公共団体は、部落問題を解決するための施策を推進するための行政組織の整備に努めなければならない。

（調査）

第 11 条 政府は、五年ごとに、同和地区の実態その他部落問題に関する実態を調査し、その結果を公表しなければならない。

（報告）

第 12 条 政府は、毎年、国会に部落問題を解決するために講じられた施策及び講ずべき施策に関する報告書を提出しなければならない。

（部落解放対策審議会）

第 13 条 総務庁に、部落解放対策審議会（以下「審議会」という）を置く。

2 審議会は、内閣総理大臣又は関係大臣の諮問に応じ、部落問題に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。

第 14 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、部落問題に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 1 2 年法律第 1 4 7 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 1 2 0 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

注：文部科学省と共管

(資料)

「職業と世系に基づく差別」を解決していくための原則と指針への提言

「職業と世系に基づく差別」を解決していくための原則について

部落問題の歴史、概況、部落差別撤廃に向けた取り組みを踏まえ「職業と世系に基づく差別」（以下単に「差別」と略）を解決していくための原則を以下に列挙する。

１，「差別」は、「差別」を受けている人々に責任があるのではなく、国なり自治体が「差別」を撤廃するために本格的な取り組みをしてこなかったことに責任があること。また、「差別」をしている人びとの中に根深く存在している差別意識と、それに基づく差別的な行為に原因があること。

２，「差別」は、「差別」を受けている人々自身が、自らの人間としてもっている尊厳に目覚め、自らにむけられた差別の不当性を自覚し、その撤廃を求めた自主的な運動の盛り上がりによって初めて撤廃に向けた取り組みが開始されること。また、「差別」撤廃に向けた取り組みは、この運動と連携することによって初めて効果をあげていくこと。

３，「差別」は、「差別」を受けている人々に深刻な被害を与えるだけでなく、「差別」をしている人びとの人間性をも傷つけていること。

４，従って、「差別」を撤廃していくためには、「差別」を受けている人々による自主的な運動と、国・自治体の取り組み、さらには「差別」をしていることを反省した人々による取り組みの連携が不可欠であること。

５，「差別」は、長い歴史があり、社会に深く根を張った問題であるため、この問題の解決には総合的な方策が計画的に採られる必要があること。総合的な方策としては、少なくとも、以下の方策が講じられる必要がある。

（１）「差別」を、法律で明確に禁止すること。

（２）「差別」の被害者を効果的に救済するシステムを構築すること。

（３）「差別」されている人びとが劣悪な状況におかれていて、一般的な施策では解決できない場合「特別の施策」が必要であること。ただし、「特別の施策」を実施することによって「差別」されている人びとの実態が改善されてきたり、一般施策が改善されてきた場合には「特別の施策」を廃止すること。

（４）「差別」されている人々に対する差別意識を払拭するために教育・啓発が必要であること。このための教育・啓発には、家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育、企業内研修、マスメディアによる普及・宣伝等が含まれる必要があること。

（５）「差別」されている人々と「差別」している人々との、対話を踏まえた連帯を構築していく必要があること。その際、「差別」されている人々が暮らす地区と、周辺地区に暮らす人々との連帯を構築するための取り組みとして「人権尊重のまちづくり」が重要な意義を持っていること。

６，「差別」されている人々は、通常その国の中で少数者であるため国内の努力だけではなかなか「差別」撤廃の取り組みがなされないこと、また、「差別」が、日本や南アジアの国々、さらにはアフリカのいくつかの国に存在していることから、国際的な視野を踏まえた取り組みが必要であること。

7, 「差別」は、世界人権宣言や国際人権規約、さらには人種差別撤廃条約によって禁止されている問題であること。

指針

次に、部落差別撤廃に向けた経験を踏まえ、「差別」撤廃に向けた指針を、以下、分野別に提言する。

1, 国際的な差別撤廃・人権確立に向けた潮流に合流すること

「差別」を撤廃するためには、国際的な差別撤廃と人権確立に向けた潮流に合流することが必要である。このためには、

(1) 国連等が採択した「差別撤廃」に関する条約を締結すること。特に、国際人権規約、人種差別撤廃条約を締結すること。

(2) 締結した条約を国内で誠実に履行すること。このため、国内法を整備するとともに各条約委員会から出された勧告を実施すること。

2, 「差別」を撤廃するための法制度を整備すること

当該国内において「差別」を撤廃するための基本方策を盛りこんだ法制度の整備をすることが必要である。

3, 「差別」を禁止するとともに、被害者を救済するための機関を設置すること

差別撤廃と人権確立のための基本方策を定めた法律や制度の整備を受けて、具体的に「差別」を禁止するとともに、その被害者を効果的に救済するための法制度の整備が必要である。このためには、

(1) 「差別」を明確に法律で禁止すること。

(2) 「差別」の被害者を救済するため、政府から独立し迅速かつ容易に実効的な救済ができる機関(人権委員会)を設置すること。その際、国内人権機関の設置に関する原則(パリ原則)をふまえること。

4, 「差別」を撤廃するための教育・啓発を推進すること

ついで、差別を撤廃し人権を確立していくための教育・啓発を充実していくことが必要である。その際、「差別」撤廃のための教育・啓発を推進する法整備を行うとともに「人権教育のための世界プログラム」を活用し、以下の諸点に取り組むことが必要である。(「人権教育のための世界プログラム」の第1段階は、2005年～2007年までで、重点課題は初等・中等学校制度における人権教育の推進におかれている。)

(1) 国のレベルの人権教育・啓発基本計画、人権教育のための世界プログラムを反映した計画を策定し、その中の重点に「差別」撤廃を盛りこむこと。

(2) その際、被「差別」の当事者やNGO、専門家の参画を得た委員会を設置し提言を得ること。

(3) 人権教育・啓発、人権教育のための世界プログラムの所管を全ての省庁に影響を及ぼせる

省におくこと。

(4) 自治体レベルでも人権教育・啓発基本計画、人権教育のための世界プログラムを反映した計画を策定し、その重点課題として「差別」撤廃を位置付けること。

(5) 人権との関わりの深い特定職業従事者に対する人権教育を強化すること。このためテキストとカリキュラムを策定すること。その重点課題として「差別」撤廃を位置付けること。

(6) 各地に人権教育・啓発センターを整備すること。このセンターの活動の重点として「差別」撤廃を位置付けること。

(7) 人権に関する高等研究・教育機関を設置すること。この機関の重要テーマとして「差別」撤廃を位置付けること。

(8) 家庭教育、就学前教育、学校教育、社会教育の基本に人権教育を位置づけ系統的に実施すること。その際「差別」撤廃を重点課題として位置付けること。

(9) 企業や各団体においても人権教育に系統的に取り組むこと。その際「差別」撤廃を重点課題と位置付けること。

5, 「差別」撤廃を困難にしている風習や制度を抜本的に見直すこと

「差別」は、長い歴史をもっているため「差別」撤廃を困難にしている風習や制度が存在している。具体的には「ケガレ意識」や「イエ意識」等がある。こうした意識を基にした風習や制度を見直していくことが必要である。

6, 「差別」を撤廃していくために国と自治体で体制・方針・法整備等を行うこと

「差別」を撤廃していくためには、国と自治体で体制を確立し、基本方針、基本計画、実施計画を策定し着実に人権施策を実施していくとともに、定期的に効果測定を行っていくことが必要である。また、これらを実施していくための根拠となる法整備が必要である。

このため、以下の諸点が求められる。

(1) 国のレベルで求められていること

国のレベルでは、人権行政を推進するための人権省又は人権庁を設置すること。この中に、「差別」撤廃を担当するセクションを位置づけること。

「差別」撤廃に向けた基本方針、基本計画、実施計画を策定すること。

計画の実施状況を定期的に報告し評価すること。

「差別」に関する専門家やN G Oの参画を得た審議会を設置すること。

定期的の実態調査を実施すること。

上記の事項を推進していくための根拠となる法整備を行うこと。

(2) 自治体レベルで求められていること

自治体においても、人権局(部・課)を設置し、その中に「差別」撤廃を担当するセクションを位置づけること。教育委員会部局にも人権教育課を設置し、「差別」撤廃のための教育の推進に関するセクションを位置づけること。

「差別」撤廃を推進していくための基本方針、基本計画、実施計画を策定すること。その際、「差別」を受けている地区と周辺地区との連帯を構築していくための「人権尊重のまちづくり」

を重視すること。

計画の実施状況を定期的に報告し評価すること。

「差別」に関する専門家やN G Oの参画を得た審議会を設置すること。

定期的の実態調査を実施すること。

「差別」されている人びとの地区に地域のコミュニティーセンターを設置すること、このセンターにおける総合相談活動を充実すること。

上記の事項を推進していくための根拠となる条例を整備すること。

7 , 国並びに自治体の議会の中に、「差別」撤廃委員会を設置すること

差別を撤廃し人権を確立していくうえで、法律の整備、予算の確保等は決定的に重要である。また、政府や自治体の取り組みが大きな影響を与える。これらを決定したり、チェックしていくうえで国ならびに自治体の議会の果たす役割は決定的に重要である。このため、国ならびに自治体の議会の中に、「差別」撤廃委員会を設置することが望まれる。なお、「差別」撤廃を目的とした議員連盟の結成を求めていくことも必要である。

8 , 裁判官、弁護士、検察官等法曹関係者に対して「差別」問題に関する研修を実施すること

「差別」の被害者を救済する最終的な機関は、裁判所である。その点で、裁判官、検察官、弁護士などの法曹関係者に対する研修は決定的に重要な意味を持っている。このため、これらの人々を養成する機関のカリキュラムの中に「差別」問題に関する科目を必修として盛りこむとともに、裁判官、検察官、弁護士に対する「差別」問題に関する研修を推進するためのカリキュラムとテキストを整備し実施すること。

9 , 民間企業においても「差別」撤廃に向けた体制の確立、基本方針の策定、業務の見直し、研修の推進等に取り組むこと

「差別」を撤廃していくうえで民間企業の果たす役割は極めて大きなものがある。このため、国連は、人権、労働基準、環境を守ることを目標に、企業との契約を結ぶことを提唱するところとなってきている。(グローバル・コンパクト)また、企業の人権問題への取り組みに関する国際的な基準が民間レベルにおいても設定されている。(たとえば、SA 8 0 0 0)

民間企業において、「差別」問題に取り組むためには、以下の諸点が必要である。

(1) 企業の基本方針の中に「差別」撤廃を盛りこむこと。

(2) 「差別」撤廃のための推進体制を確立すること。その際、社内で決定権限を持つ人物を責任者とする。

(3) 企業内で「差別」撤廃に向けた研修を系統的に実施すること。

(4) 「差別」を撤廃するために採用規定を見直し、積極的な雇用促進に取り組むこと。

(5) 「差別」を撤廃するために、業務を見直すこと。

(6) 「差別」を撤廃するために、企業としての社会的貢献を行うこと。

なお、民間企業での「差別」撤廃に向けた取り組みを促進するため、国なり自治体が法律や指針を設けることが有効である。例えば、国なり自治体が公共事業を発注する際に、「差別」撤廃

に取り組んでいることを条件とする方法などがある。

10,労働組合、農業協同組合等においても「差別」撤廃に向けた体制の確立、基本方針の策定、活動の見直し、研修の推進等に取り組むこと

労働組合や農業協同組合も、「差別」撤廃において、大きな役割を果たすことができる。このため、以下の取り組みが求められる。

- (1) 基本方針の中に「差別」撤廃を明確に位置付けること。
- (2) 「差別」撤廃のための体制を確立すること、少なくとも役員の中に担当役員を設置すること。
- (3) 「差別」撤廃のために、組合員に対する研修を系統的に実施すること。
- (4) 「差別」撤廃のために、組合の諸規定、諸活動を見直すこと。
- (5) 組合として、「差別」撤廃のための諸活動に積極的に参加すること。

11,宗教教団においても「差別」撤廃に向けた体制の確立、基本方針の策定、研修の推進等に取り組むこと

宗教教団も、「差別」撤廃に大きな役割を果たすことができる。なぜならば宗教は、歴史的にも現状においても「差別」と深く結びついてきているからである。宗教教団の「差別」撤廃に向けた取り組みとしては、以下の諸点が挙げられる。

- (1) 基本理念の中に「差別」撤廃を位置付けること。
- (2) 「差別」撤廃に向けた体制を確立すること。その際、宗教教団の中で責任ある人物を責任者に任命すること。
- (3) 「差別」撤廃のために、教義、諸行事等を見直すこと。
- (4) 「差別」撤廃に向けて、教団の関係者、信者に対する系統的な研修を実施すること。
- (5) 「差別」撤廃に向けた取り組みに積極的に参加すること。

12,メディアにおいても「差別」撤廃に向けた体制を確立し、研修等に取り組むこと

「差別」を撤廃していく上で、メディアの果たす役割は大きい。しかしながら、メディアによる「差別」を助長する報道は少なくない。このため、メディアとして以下の対応をすることを求めていく必要がある。

- (1) メディアの基本理念に、「差別」撤廃を盛りこむこと。
- (2) メディアの中に「差別」撤廃のための体制を設置すること。その際責任ある役員を中心とした体制とすること。
- (3) 「差別」を撤廃するための研修を系統的に実施すること。
- (4) 「差別」を撤廃するための報道を積極的に実施すること。
- (5) メディアによる「差別」に関する苦情に誠実に対処するため、第三者機関を設置すること。

13,「差別」を撤廃するための自主的な運動の役割を評価し、支援すること

「差別」を撤廃し人権を確立していくうえで、自主的な運動が果たす役割は決定的に重要であ

る。このため、

(1) 国や自治体が「差別」撤廃にとりくむ運動を正当に評価し、各種審議会委員等にも積極的に参画を認めること。

(2) 「差別」撤廃にとりくむ運動を支援すること、このため税・財政面等での支援を行うこと。

以 上

**ドウドウ・ディエン現代的形態の人種主義、
人種差別、外国人嫌悪および関連する不寛容
に関する特別報告者の報告書**

日本への公式訪問

【日本語訳】

反差別国際運動日本委員会（IMADR-JC）